

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和 3 年 1 2 月 1 5 日
午前 1 0 時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 2 号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第 3 号 令和 3 年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳出 4 款衛生費の内 1 項 5 目から 6 目及び 2 項、
5 款農林水産業費、6 款商工費、7 款土木費、
第 3 表債務負担行為補正 1 追加の内 (3 1) から (5 5)

(3) 議案第 6 号 令和 3 年度八街市下水道事業会計補正予算について

(4) 議案第 7 号 令和 3 年度八街市水道事業会計補正予算について

経済建設常任委員会会議録

招集年月日	令和3年12月15日(水)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	山田雅士
	閉会	午前10時58分	副委員長	桜田秀雄
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	山田雅士	出	山口孝弘	出
	桜田秀雄	出	小菅耕二	出
	加藤弘	出	角麻子	出
委員外議員	議長 鈴木広美	出		
委員会に出席した	事務局長 日野原広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主査 渋谷佳子		主査 嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	経済環境部長 黒崎淳一			
	建設部長 市川明男			
	農政課長 相川幸法			
	商工観光課長 富谷和恵			
	環境課長 塚本賢一			
	クリーン推進課長 土屋武志			
	道路河川課長 中込正美			
	都市計画課長 飯田英二			
	都市整備課長 海保直之			
	下水道課長 中村正巳			
水道課長 古西弘一			その他関係職員	
委員会説明者職指名	農業委員会事務局長 梅澤孝行			
議題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○山田委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小菅耕二委員、角麻子委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり4件です。

議案第2号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中込道路河川課長

それでは、付議案の5ページ、議案説明資料の9ページをお願いします。

議案第2号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

現在の本市の道路占用料は、千葉県の道路占用料の額に準じて改正を行い、平成22年4月1日に施行したものでございます。国が令和2年4月1日から道路占用料を改定したことを受け、千葉県においても令和3年4月1日から道路占用料が改定されました。これら国や県の動向を踏まえ、また同一地区での均衡と適正化を図る上から、千葉県の道路占用料の改定単価に準じて、本市の占用料を改定するものでございます。また、占用料の改定に併せ、占用料算出に伴う占用物件の面積や長さの最小単位や端数処理についても併せて見直すものです。

なお、施行期日につきましては、令和4年1月1日より施行いたします。

以上で、議案第2号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○桜田委員

それでは何点か、お尋ねいたします。

国や県の道路占用料、これの改正を受けて市の道路占用料も改正するというお話でございませうけれども、今回の改正によって若干値上げになるようではございますけれども、年間どのぐらいの増収を見込まれているのか、まずお伺いいたします。

○中込道路河川課長

今回の占用料の改正によりまして、若干ですが単価としては値上がっておりますけれども、それによる全体の影響というか、増収については算出をまだしておりません。

○桜田委員

白石市ですか、そこでは年間1千万円の減収になるというお話でございます。前回の改正、先ほどお話がありましたように、平成22年に改正されておりますけれども、例えば八街駅北側に多くの有料駐車場があるんですけれども、10年前から始まって、最初は500円ぐらいで始まったのかな。現在は250円から300円、安いところで100円というところがあって。

算出の基準となる土地の価格、私は感覚的に、平成22年から見ると逆に下がっているのかなという感じがするんですけれども、そういう中での値上げの根拠というのはどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○中込道路河川課長

確かに道路占用料は土地価格を基にして設定することになっておりますけれども、一応今回につきましては、先ほどの説明のとおり、国が改定して、それを受けまして県の方で県内の土地価格を基に算出していただいておりますので、本市も県の単価に準じて決定させていただいております。

○桜田委員

例えば個人住宅の場合、電柱敷地料というものがございます。例えば個人の土地に電柱やあるいは支線がある場合、宅地では1千500円、田んぼが1千870円、畑が1千730円などですけれども、東京電力の場合は、これを3年ごとに口座に振り込むという形式を取っているんですね。電力会社の使用料は法律で決められておりますから、値上げ、値下げはできないんですけれども、道路占用料の場合、市の場合にはどのような計算方式で出されるのか、その辺がもし分かればお伺いします。計算方式です。

○中込道路河川課長

計算方式というのは、占用料の計算方式ですか。

○桜田委員

この条例を出された根拠となる計算方式です。

○中込道路河川課長

今回の占用料につきましては、先ほど申し上げたとおり県の算出単価に準じておりますので、市で単独で算出はしておりません。

○桜田委員

ちょっとよく分からないんですけれども。

例えば、別表がございましたけれども、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、主なもので結構なんですけれども、例えば第一種電柱からその他の部類まで、具体的に八街にはどのぐらいの電柱が市道にあるのか、もし分かればお伺いします。

○中込道路河川課長

令和2年3月現在のものなんですけれども、道路、市道の占用物件として、第二種電柱が東電のもので1千940本、第一種電柱、NTTのものが2千262本、その他の柱類、東電が67本、NTTが158本、計225本というような形でありますけれども、よろしい

でしょうか。

○桜田委員

はい。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○角委員

すみません。ちょっと確認なんですけれども、例えば市によっては免除されるパターンがあると聞いたことがあるんですけれども、物によって。そういうものが市にあるのかどうか、確認させてください。ないなら、いいんですけど。

○中込道路河川課長

あるのかもしれませんが、今のところ実質的に事例としてはありません。

○角委員

あともう一点、近隣と比べて八街は値段的にどうなのか、教えていただければと思います。

○中込道路河川課長

今回の第一種電柱で比較しますと、八街市は660円に変更しますが、富里市は平成28年に施行して、それ以来改定していなくて、今は610円。佐倉市も平成28年からのもので610円。山武市が平成27年施行で360円。東金市が平成10年施行で870円という状況です。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

県の施行が令和3年4月1日で、本市は1年遅れになると。ずれの理由というのは何でしょうか、丸々1年間ずれるのは。

○中込道路河川課長

本市としましては同一地区の県道や市道で同じ均衡を保ちたいということで、県の占用料の発表を待って、令和3年4月1日でないと公表してもらえなかったもので、それを待って改正したものでございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第2号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。第1表歳入歳出補正予算の審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○塚本環境課長

それでは、補正予算書32ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費について、ご説明いたします。

補正前の額に799万円を減額し、補正後の額を1億76万9千円とするものです。

説明欄でご説明します。

一般職人件費22万7千円の減額につきましては、職員手当等及び共済費の減額で、期末手当支給割合の減に伴う減額補正でございます。

八富成田斎場費77万3千円の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金において、八富成田斎場運営費負担金の前年度との精算による額の確定による減額補正でございます。

続きまして、6目公害対策費について、ご説明いたします。

補正予算書は32ページ、33ページとなります。

補正前の額に37万1千円を減額し、補正後の額を4千393万1千円とするものです。

説明欄にてご説明します。

一般職人件費25万7千円の減額につきましては、職員手当等の期末手当支給割合の減に伴う減額及び標準報酬月額増に伴う共済費の増額によるものです。

環境保全対策推進費11万4千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、美しい作田川を守る会における事業を中止したため、13節使用料及び賃借料における自動車借上料を減額するものです。

○新妻クリーン推進課主幹

4款衛生費、2目清掃費、1目清掃総務費の補正について、ご説明いたします。

補正前の額1億1千309万9千円から97万6千円を減額し、補正後の額を1億1千212万3千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

97万6千円の減額は、期末手当支給割合の減に伴う一般職員手当84万2千円及び共済費13万4千円の減額でございます。

以上で、4款衛生費の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

すみません。1点だけ確認させていただきたいと思います。

環境衛生費の中の八富成田斎場の運営費についてなんですけれども、前年度の差異ということで、この金額になりましたけれども、前年度は何をやったから高かったというのが分かれば、お伺いします。

○塚本環境課長

前年度は空調工事がかなり高額だったため、差異がちょっと出ております。

○山口委員

分かりました。八富成田斎場もかなり年数がたってきて、様々な修繕が必要だということは伺っていますので、必要な整備は進めているんだなということで確認させていただきました。ありがとうございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費の提案者の説明を求めます。

○梅澤農業委員会事務局長

補正予算書34ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費について、ご説明いたします。

最初に、1目農業委員会費は補正前の額から67万6千円を減額し、補正後の額を7千231万7千円とするものです。これは職員手当、共済費を期末手当支給割合の減に伴い減額するものです。

次に、2目農業総務費は補正前の額から59万4千円を減額し、補正後の額を9千605万1千円にしようとするものです。これも農業委員会費同様に、職員手当、共済費を期末手当支給割合の減に伴い減額するものです。

以上で、5款農林水産業費の説明を終了します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出6款商工費の提案者の説明を求めます。

○富谷商工観光課長

それでは、6款商工費について、ご説明いたします。

引き続き、補正予算書の34ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、補正前の額から79万4千円を減額し、補正後の額を7千401万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費79万4千円の減額は、期末手当支給割合の減に伴うもので、職員手当等53万2千円、共済費26万2千円の減額でございます。

以上で、6款商工費の説明を終わります。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費の提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○中込道路河川課長

補正予算書の35ページ、7款土木費、1項土木管理費について、ご説明いたします。

1目土木総務費は補正前の額から75万3千円を減額し、補正後の額を9千502万9千円とするものでございます。一般職人件費75万3千円の減額につきましては、職員手当、共済費で、期末手当支給割合の減によるものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費について、ご説明いたします。

1目道路橋りょう総務費は補正前の額から32万7千円を減額し、補正後の額を1億6千233万円とするものでございます。一般職人件費32万7千円の減額につきましては、期末手当支給割合の減に伴う職員手当の減額及び標準報酬月額増に伴う共済費の増額補正でございます。

続いて、3目道路新設改良費につきましては、予算額の増減はございませんが、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、充当財源の組替えを行うものでございます。

続いて、4目道路排水対策費は補正前の額から469万9千円を減額し、補正後の額を3千48万6千円とするものでございます。道路排水施設整備事業費375万4千円の減額につきましては、国の社会資本整備総合交付金の額の確定に伴う補助執行分の減額でございます。

道路排水対策諸費 9 万 4 千 5 百円の減額につきましては、道路冠水等の対策として賃借しております排水用地や調整池用地の賃借料の額の確定による減額でございます。

○海保都市整備課長

補正予算書の 36 ページをご覧ください。

続きまして、4 項都市計画費について、ご説明いたします。

初めに、1 目都市計画総務費につきましては、補正前の額から 1 億 3 千 1 万 9 千円を減額し、補正後の額を 1 億 6 千 1 万 3 千 2 百円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 1 億 3 千 1 万 9 千円の減額につきましては、都市計画課及び都市整備課職員手当、共済費は期末手当支給割合の変更による減額でございます。

次に、2 目街路事業費につきましては、補正前の額から 3 万 2 千 8 百円を減額し、補正後の額を 4 万 8 千 5 百 9 千 5 百円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 3 万 2 千 1 百円の減額につきましては、都市整備課の職員手当、共済費は期末手当支給割合等の変更による減額でございます。

次に、4 目公園費につきましては、補正前の額から 1 億 1 千 4 百円を減額し、補正後の額を 3 億 6 千 9 万 4 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

公園緑地管理費 9 万 8 千 6 百円の減額につきましては、1 2 節委託料で榎戸第 1、第 6 児童公園の公園管理業務及び公園遊具定期点検業務は額の確定による減額でございます。

次に、公園施設整備事業費 1 万 5 千 4 百円の減額につきましては、1 4 節工事請負費、で公園施設整備工事は額の確定による減額でございます。内容といたしましては、公園照明等改修工事で、都市公園の照明等を LED 化するための工事でございます。

○飯田都市計画課長

補正予算書 37 ページをご覧ください。

続きまして、5 項住宅費について、説明いたします。

1 目住宅管理費につきましては、補正前の額から 3 億 9 千 4 万円を減額し、補正後の額を 8 千 7 万 4 千 8 百 3 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 1 億 5 千 5 万 1 千円の減額につきましては、職員の休職による給与の減額及び期末手当支給割合の変更に伴う職員手当、共済費の減額補正です。

住宅維持管理費、1 2 節委託料 4 万 8 千 1 百円の減額につきましては、市営住宅家庭雑排水共同処理施設維持管理業務の執行に伴う執行残額の減額でございます。

住宅施設整備事業費、1 2 節委託料 1 億 9 千 0 万 8 千円の減額につきましては、市営住宅改修工事実施設計業務の執行に伴う執行残額の減額でございます。

以上で、7 款土木費についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

す。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

すみません。1点だけ。

最後のところの住宅施設整備事業費の市営住宅の改修工事の実施設計ですが、ここはどこの実施設計ですか。ちょっと確認をお願いします。

○飯田都市計画課長

設計業務の発注になります。

○山口委員

どこの場所ですか。

○飯田都市計画課長

場所は2か所ございまして、九十九路団地の2-1号棟、それが1つと、長谷団地の5号棟、こちらになります。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(31)から(55)について、提案者の説明を求めます。

○塚本環境課長

それでは、第3表債務負担行為補正、7ページをご覧ください。

(31) 産業廃棄物不法投棄監視業務でございしますが、廃棄物及び残土等、不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を早期に発見し、行為者及び排出事業者等を特定し、投棄物の撤去等、行政指導の円滑化を図るため、年間を通して業務委託するもので、限度額は158万4千円でございます。

○新妻クリーン推進課主幹

続きまして、クリーン推進課の債務負担行為について、ご説明します。

令和3年度一般会計補正予算(第7号)8ページ、(32)焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬剤購入から、10ページ、(54)缶類運搬処理資源化処理業務まで、23業務の計上を行い、その限度額を定めるものでございます。

それでは、8ページをご覧ください。

(32) 焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬剤購入費でございしますが、焼却処理施設及び最終処分場汚水処理施設で使用する薬品を購入するもので、限度額は2千554万4千円でございます。

次に、（３３）クリーンセンター整備事業費でございますが、管理棟及び焼却施設に関わる警備を委託するもので、限度額は１９万２千円でございます。

次に、（３４）クリーンセンター消防設備保安管理業務でございますが、消防法第１７条に基づき、管理棟及び焼却施設の屋内消火栓、消防用施設整備の維持点検などを委託するもので、限度額は４９万９千円でございます。

次に、（３５）クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務でございますが、電気事業法第４７条第１項に基づき、主任技術者を選定し、受電設備等の維持、保安管理を委託するもので、限度額は６０万２千円でございます。

次に、（３６）焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務でございますが、労働安全衛生法第４１条第２項に定められた検査を行うもので、発熱ボイラー及び蒸気タービン等の附帯設備の点検整備を委託するもので、限度額は１億１千３３４万７千円でございます。

次に、（３７）クリーンセンター電気計装設備保守点検業務でございますが、焼却施設の中央監視盤や排出設備等に関わる電気計装の点検を委託するもので、限度額は６２３万７千円でございます。

次に、（３８）最終処分場汚水処理施設維持管理業務でございますが、放流水の水質及び汚水処理施設の機能の維持を行うための管理委託をするもので、限度額は２４６万９千円でございます。

次に、（３９）一般廃棄物収集業務でございますが、ごみ収集場所に配置される可燃ごみ等の収集を委託するもので、限度額は１億８千７３０万８千円でございます。

次に、（４０）資源物（古紙）収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される古紙の収集を委託するもので、限度額が２千２０２万９千円でございます。

次に、（４１）粗大ごみ収集業務でございますが、粗大ごみの個別回収を委託するもので、限度額は１９０万１千円でございます。

予算書９ページをご覧ください。

（４２）蛍光管及び電池収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される蛍光管及び電池の収集を委託するもので、限度額は３７３万６千円でございます。

次に、（４３）硬質プラスチック処理業務でございますが、硬質プラスチック類の再資源化を委託するもので、限度額は３１５万７千円でございます。

次に、（４４）不燃物（ビン）処理業務でございますが、ビンの再資源化を委託するもので、限度額は１千１４万１千円でございます。

次に、（４５）焼却飛灰等処理業務でございますが、焼却に伴い発生する飛灰の処理を委託するもので、限度額は２千６２１万３千円でございます。

次に、（４６）蛍光管及び使用済電池処理業務でございますが、蛍光管及び乾電池等の再資源化を委託するものでございまして、限度額は２４０万６千円でございます。

次に、（４７）焼却灰収集運搬処理業務でございますが、焼却に伴い発生する主灰の処理を委託するもので、限度額は６千３４０万５千円でございます。

次に、（４８）容器包装プラスチック類中間処理業務でございますが、容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ委託し、引き渡すために、不純物の排除や圧縮、梱包の中間処理を委託するもので、限度額は１千６２３万６千円でございます。

次に、（４９）焼却処理施設保守点検業務でございますが、焼却処理施設の継続的な運転を行うため、保守点検及び不良箇所の整備を含むもので、限度額は５千１８６万８千円でございます。

次に、（５０）環境調査測定業務でございますが、焼却灰やばい煙、汚水処理施設からの放流水などの調査委託をするもので、限度額は７５７万２千円でございます。

次に、（５１）処分場内整備用備品等の賃借でございますが、最終処分場で使用する敷鉄板４０枚を賃借するもので、限度額は４５万円でございます。

１０ページをご覧ください。

（５２）破袋処理業務でございますが、金物、小型家電、硬質プラスチック類等の再生ごみの破袋、分別を行うもので、限度額は２４０万２千円でございます。

次に、（５３）小型家電処理業務でございますが、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定を受けた事業者に再資源化を委託するもので、限度額が８０８万５千円でございます。

次に、（５４）缶類運搬処理資源化業務でございますが、缶類の再資源化の中間処理を委託するもので、限度額は３８２万円でございます。

○飯田都市計画課長

続きまして、（５５）市営住宅消火器の賃借につきましては、市営住宅の長谷団地及び九十九路団地の消火器について、賃借するもので、期間は令和３年度から令和１３年度まで、限度額は１９５万円でございます。

これは、市営住宅の九十九路団地及び長谷団地に設置している消火器の賃借契約が令和４年３月３１日に終了するため、保安全管理の継続性を図るため、年度前入札により事前に契約の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をするものでございます。

以上で、第３表債務負担行為補正の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○角委員

すみません。１つだけ確認です。

（５５）市営住宅の消火器についてなんですけれども、本数というか、それぞれに置いてあるのか、廊下や外のところなのか。ちょっと詳細をお願いします。

○飯田都市計画課長

設置してある場所は階数ごとという形になりまして、本数については九十九路団地の方が合計５２本、長谷団地については６５本、合計で１１７本ということになります。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第3号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、収入、支出について、提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

議案第6号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条、業務の予定量の補正ですが、汚水整備事業につきまして、既決予定額から35万7千円減額し、9千254万1千円にしようとするものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正ですが、支出のうち、第1款下水道事業費用につきまして、既決予定額から36万8千円減額し、補正後の額を7億3千384万6千円に改めようとするものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出の補正ですが、第4条の本文括弧書きについてですが、補正後の資本的収入の財源不足につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5千861万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額496万9千円、当年度分損益勘定留保資金1億4千394万8千円、繰越利益剰余金処分額4千795万3千円及び当年度利益剰余金処分額6千174万8千円で補填することに改めようとするものです。

2ページに参りまして。

支出のうち、1款資本的支出につきまして、既決予定額から35万7千円減額し、補正後の額を4億6千610万9千円にしようとするものです。

第5条、債務負担行為の補正についてですが、公共下水道施設の維持管理に関するもの4件

でございます。

管理施設の異常または緊急時の対応につきましては、年間を通して行う必要があることから、令和4年4月1日から業務を開始したいので、令和4年3月中までに契約を締結するため、限度額を定め、債務負担行為を追加するものでございます。

債務負担行為の期間につきましては、それぞれ令和3年度から令和4年度でございます。

各事項及び限度額について、ご説明いたします。

下水道汚泥中間処理業務は、公共下水道維持管理業務等において汚水管渠や汚水マンホールポンプの清掃時に生じる汚泥を中間処理業者に処理委託するもので、限度額は処分する汚泥の量1トン当たり3万8千500円を乗じて得た額でございます。

公共下水道維持管理業務は、汚水マンホールポンプ9基等の保守点検及び清掃並びに発生汚泥の運搬等費用でございます。限度額は478万5千円でございます。

大池調整池維持管理業務は、調整池の雑草除去や土砂の浚渫等の費用として、限度額は1千38万4千円でございます。

マンホールポンプ緊急通報装置保守業務は、汚水マンホールポンプ3か所分の緊急通報装置保守費用として、限度額は8万円とそれぞれ定め、債務負担行為を追加しようとするものです。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正についてですが、予算第9条に定めた職員の給与費につきまして、既決予定額から74万8千円を減額し、補正後の予定額を7千395万2千円に改めようとするものです。

次に、第7条、利益剰余金の処分の補正ですが、予算第11条に定めた額から当年度利益剰余金を35万7千円減額し、6千174万8千円に改め、1億970万1千円を減債積立金に積み立てるよう改めるものでございます。

それでは、収益的収入及び支出について、科目ごとにご説明いたします。

5ページの実施計画書をご覧ください。

初めに、支出1款下水道事業費用、1項営業費用につきましては、既決予定額から39万1千円減額し、補正後の額を6億6千220万6千円にしようとするものです。これは、3目総係費における期末手当の支給割合の減少に伴う職員給与費の減によるものです。

次に、2項営業外費用につきましては、既決予定額に2万3千円増額し、補正後の額を5千766万円にしようとするものです。これは2目消費税及び地方消費税について、消費税等納税予定額の再計算により2万3千円を増額するものでございます。

6ページに参りまして。

資本的収入及び支出ですが、支出1款資本的支出、1項建設改良費につきまして、既決予定額から35万7千円減額し、補正後の額を1億6千804万2千円にしようとするものです。これは、2目汚水管渠建設改良費について、期末手当の支給割合の減少等に伴う資本勘定支弁職員の職員給与費の減によるものです。

以上で、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議

のほど、よろしくお願いたします。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○加藤委員

ちょっと1つ教えてほしいんですけど、2ページにマンホールポンプ緊急通報装置保守業務とありますが、このマンホールはどこにあって、緊急通報はどういう状態で作動して、どこへ連絡が届くのか、教えてください。

○中村下水道課長

債務負担に上げさせていただきましたマンホールポンプ緊急通報措置なんですけど、本市の下水道事業におけるマンホールポンプは9か所ございます。そのうちの3か所分につきましては新しい通報装置が設置されておりまして、この3か所につきましては停電、もしくは何か詰まってポンプが停止した、あるいは故障、そういったものにつきまして、マンホールポンプに附属の基盤と申しましょうか、専用盤があるんですけど、ここにそういったデータがございまして、簡単に言えばスマホのようなものが制御盤に設置されていて、そこからメールで委託業者に通知されるのと、あと下水道課の担当職員のところにメールが来るように設定されているものでございます。

この3か所につきましては、バイパスの西光明坊地先のマンホールポンプ1か所。バイパスのちょうど真ん中辺り、東金道、六区1号線とバイパスの十字路の辺りについているマンホールポンプなんですけど、こちらが2か所目。あと、惣左エ門山というんでしょうか、大木の住宅地の一番奥の方にあるマンホールポンプ。この3か所が緊急通報装置の保守業務に係る3か所でございます。

あとの6か所につきましては古い装置がついておりまして、これはNTTの電話回線とつながっておりまして、電話通報として、故障とかで止まってしまったときには管理業者の方に行くようになっています。

新たな3か所につきましてはスマホ的な機能を持っておりますので、今どういう状態なのか、もう少し細かな情報がメールで通報されるものでございまして、通信費と保守業務が含まれたものがこの限度額でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第6号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

○中込道路河川課長

占用条例の中で、桜田委員の質問の中に全体の占用料の影響の質問があったと思うのですが、私は算出していないと答弁したんですけれども、全体額の約1千500万円のうち、1パーセント、15万円ほどの増収を見込んでおります。

以上、訂正をよろしく申し上げます。

○山田委員長

桜田委員、よろしいでしょうか。

議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、収入、支出について、提案者の説明を求めます。

○古西水道課長

それでは、議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入第1款水道事業収益につきまして、既決予定額に5千540万9千円を増額し、12億7千45万8千円としようとするものでございます。

次に、支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に212万6千円を増額し、10億7千21万1千円としようとするものです。

内訳でございますが、5ページの実施計画書をご覧ください。

令和3年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、収入第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金を2千724万8千円増額するもので、営業対策費の増及び児童手当に関わる補助金の収入減によるものでございます。

次に、第3目補助金を2千816万1千円増額するもので、千葉県市町村水道総合対策事業補助金の収入増によるものでございます。

次に、支出第1款水道事業費用、第1項営業費目、第2目配水及び給水費を9万2千円減額するもので、人事院勧告による人件費の減額によるものでございます。

次に、第4目総係費を31万9千円減額するもので、こちらも人事院勧告による人件費の減額によるものでございます。

次に、第5目減価償却費を130万4千円減額するもので、令和2年度の有形固定資産が確定したことにより減額するものでございます。

次に、第2項営業外費用、第2目消費税を384万1千円増額するもので、消費税の増額に

よるものでございます。

1 ページにお戻りください。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、支出第1款資本的支出につきましては、既決予定額から42万7千円を減額し、3億1千277万2千円にしようとするものでございます。

内訳でございますが、6ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設費を42万7千円減額するもので、人事院勧告による人件費の減額によるものでございます。

2 ページにお戻りください。

第4条、債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額をそれぞれ定めるもので、上水道水質検査業務及び消毒用次亜塩素酸ナトリウム購入につきましては、安心して水道を利用させていただくために浄水及び原水の水質検査業務委託並びに原水の消毒に使用する薬品の物品購入を行うものでございます。

次に、給配水管等修繕業務委託につきましては、緊急の漏水修繕工事が発生した場合、迅速に対応していただくための業務委託でございます。

次に、漏水調査業務につきましては、地表に表れない漏水を早期に発見するために業務委託するものでございます。

それぞれの業務は来年4月から実施する必要があることから、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、こちらは予算第9条中に定めました職員給与費の既決予定額から83万8千円を減額し、8千187万2千円にしようとするものでございます。

第6条、他会計からの補助金でございますが、これは予算第10条中に定めた営業対策費及び児童手当に要する経費としまして、一般会計から補助を受ける金額に2千724万8千円を増額し、1億8千808万4千円にしようとするものでございます。

以上で、議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

経済建設常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後、経済建設常任委員会協議会を開催しますので、委員の皆様は11時10分までに第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時58分)